秘密保全法の上程に反対する請願書

内閣総理大臣
野田佳彦　殿

政府は、国にかかわる広範な情報を「特別秘密」として管理し、秘密を漏らしたものを処罰する秘密保全法の国会上程を狙っています。

「特別秘密」とされる情報は、防衛や外交、「公共の安全及び秩序の維持」に関するもので、そこには基地問題や海外派兵に加え、ＴＰＰや原発問題などの情報も含まれることになり、国民にとって重要な情報が隠されてしまうことになります。

戦前、軍機保護法や国防保安法、治安維持法によって、国の情報が国民の目から隠され、統制されるもとで、日本が侵略戦争に突き進んでいった苦い経験があります。その反省のうえに、戦後、日本国憲法は、表現の自由、「知る権利」を保障しました。くわえて、１９９９年には、国の情報を国民に広く知らせるべく、情報公開法が制定されました。今回の秘密保全法は、憲法９条の平和主義、２１条などの基本的人権の理念に著しく反し、情報公開の流れに逆行するものです。

また、「特別秘密」の漏えいを防止するとの理由で、情報を扱う者（公務員、関連企業・研究機関で働く労働者など）について、その思想信条やプライバシーを調査し、選別するとしています。漏えいした者には、重罰（最高刑・懲役１０年）が科せられ、取材活動や情報公開を求める活動なども処罰の対象とされます。

制定の狙いは、アメリカと一体化した軍事行動、戦争をするための情報管理であり、原発の「安全神話」を吹聴し、原発の危険性を覆い隠し、結果として大事故をひきおこしたように、国民に真実を知らせないことにあります。また、正義と真実をかかげてたたかう国民の要求運動を抑圧する弾圧法規でもあります。よって、以下のとおり請願します。

【請願内容】

秘密保全法の国会上程をおこなわないこと。

氏　　名	住　　所

取扱い団体：全国労働組合総連合、自由法曹団、日本国民救援会

【連絡先】〒113-8463　東京都文京区湯島２－４－４　平和と労働センター内　電話 03（5842）5842

国民の目・耳・口をふさぐ
許すな！秘密保全法

重大な悪法ー秘密保全法

政府はいま秘密保全法を制定しようと、着々と準備を進めています。この法案は、防衛や外交、「公共の安全及び秩序の維持」に関する情報を、行政機関が一方的に「特別秘密」と指定し、その漏えい行為などについて重罰をもって処罰するというものです。この法案が制定されてしまえば、いま国民がもっとも必要としている原発、ＴＰＰ交渉、基地建設や海外派兵等といった広範な情報が、行政機関によって隠されることになります。さらに秘密の漏えいなどについて、公務員だけではなく、委託企業、下請業者や研究機関、そこで働く労働者や研究者など、広く国民が処罰の対象とされます。取材活動や情報公開を求める活動なども処罰の対象とされ、個人の思想信条やプライバシーまで調査して情報を取り扱う者を選別します。

国民の知る権利など基本的人権を不当に制限し、民主主義に逆行するまさに悪法です。このような悪法の制定を、絶対に許してはなりません！

秘密保全法とは？　危険な4つのポイント

［その１］国民に隠される大事な情報

秘密保全法は、保護する「特別秘密」の範囲を①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の三分野としており、かつての国家機密法案以上に広範です。また、秘密とするか否かを決めるのは情報を保有する行政機関で、第三者によるチェックもありません。政府の都合によって、例えば原発、ＴＰＰ交渉など、私たちの生活に関わる様々な重要情報が隠されてしまいます。

［そのⅡ］広く市民まで重罰で処罰

秘密とされた情報について、公務員だけでなく、研究者や民間企業の技術者・労働者などにも秘密保持義務が課され、漏えいは、内部告発や過失（不注意など）であったとしても処罰の対象とされます。また、行政機関によって秘密とされた情報の取得行為も処罰の対象とされることがあります。

しかも、情報を取得できなくても、取得行為を実施しなくても、教唆、共謀、扇動行為として独立して処罰されます。

処罰の最高刑は懲役１０年といわれています。国民の様々な活動に最高１０年の

懲役刑という重罰が科せられることになります。

［そのⅢ］知る権利を侵害、市民の自由を抑圧

様々な国民に秘密保持義務が課せられて、その漏えいが処罰されるばかりでなく、マスコミによる取材活動や一般市民による情報公開要求など情報へのアクセスも処罰の対象とされ、官憲による捜査の手や処罰の危険が及びます。そのため、国民の生活に関わる重要な情報を入手したとしても、処罰を覚悟しない限り、社会に発信したり、マスコミに伝えることができなくなります。取材なども著しく制限されることになり、国民の知る権利、表現の自由や学問・研究の自由などの様々な権利、自由が危機にさらされます。国政に関する情報は国民に公開されるのが原則であるはずなのに、国民はそれを知ることも議論することもできなくなってしまします。

［そのⅣ］国民を監視し選別する「適正評価制度」

「適性評価制度」といって、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者について、本人及び配偶者等の関係者に対しても、職歴、活動歴、信用状態、通院歴等の調査を行い、選別することを可能とする制度も導入されようとしています。例えば、借金など弱みを握られて情報を漏らすおそれがないかどうかと金融機関が調査されたり、精神的状態に問題はないかと通院している病院まで調査されます。

公務員だけでなく民間の業者や労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別などの人権侵害の危険にさらされます。

何をねらう？秘密保全法

秘密保全法のねらいを端的にいえばアメリカと一体となり戦争するためです。

「新ガイドライン」、アフガニスタンやイラクでの戦争、米軍再編を通じて米軍と自衛隊との一体化が進められ、それとあわせて、日本の秘密保全がアメリカから繰り返し求められてきました。最近では「武器輸出三原則」を見直し、武器の共同開発や輸出まで進めようとしています。アメリカが安心して日本を戦争に加担させるための法律と言っても過言ではありません。

国民の反対の声を広めましょう

秘密保全法については、すでにマスコミ関係者や日本弁護士連合会などが反対の態度を表明していますが、まだまだ重大な問題であることが知られていません。国会への提出を許さないため、危険な法案であることを一刻も早く知らせて、反対の声を広めましょう。

連絡先　自由法曹団

東京都文京区小石川　　マンション小石川